

「久居高等学校いじめ防止基本方針」令和6年11月更新

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念のもとに定める。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

（１）校内いじめ防止委員会

校長、教頭、人権教育担当、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、各学年主任

※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

（２）校内いじめ防止委員会の役割

ア 久居高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。

イ いじめ防止対策年間計画の策定と取り組み評価。

ウ 教育相談およびいじめアンケート実施と結果集約。

エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。別紙1 校内指導体制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。別紙2 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、を別に定める。別紙3 いじめ防止対策年間計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、校内いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、いじめ防止対策年間計画を別に定める。別紙4 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、三重県いじめ防止条例 20 条に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行う。

8 その他留意事項

基本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会や PTA 総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

久居高等学校いじめ防止基本方針



策定・見直し

校内いじめ防止委員会

校長、教頭、人権教育担当、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、各学年主任

※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消に向けた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のための挨拶運動
- 人権教育の充実
 - ・人権 LHR の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に1回はアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- 学校いじめ防止基本方針の周知
- PTA 活動の充実
- 学年、学校だよりの発行
- 保護者会の定期開催
- 地域の会議、行事への参加
- 学校関係者評価委員の委嘱
- 学校行事への招待
- 教育委員会との連携

 - いじめ事案の報告
 - 人的支援の要請
- 関係機関との連携

 - 学校警察連絡協議会への参加
 - 児童相談所との連携
 - 市町福祉部局との連携

【改訂版】いじめ早期発見のための気づきリスト（学校用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用
- ・ 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握

対象児童生徒名：_____

記入日：_____年_____月_____日（_____）

子どもの様子

【学校生活】

- ☐ 遅刻や早退、欠席が増えた
- ☐ 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- ☐ 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- ☐ 忘れ物をしたり、物を失くすことが増えた
- ☐ 昼食を食べなかったり、残したりしている
- ☐ 部活動を休んだり「やめたい」と言ったり、「進路変更したい」と言ったりする

【友人関係】

- ☐ 一緒に過ごす友人が変わった
- ☐ 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- ☐ 周囲の人の様子を気にするようになった

【本人の様子】

- ☐ 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- ☐ 何かと教職員に寄ってくるようになった
- ☐ 頻繁に持ち物が替わるようになった
- ☐ スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- ☐ 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷があったりする

【その他気になること】

例：過去に受けた友人からの嫌な言葉や行為を思い出し、心身の不調を訴えるようになった。
など

[]

子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等はいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、

原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。

※なお、本リストは、虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性があります。

月	校内いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4 月	・学校いじめ防止基本方針の確認、周知 ・年間計画の作成	・中学校との情報交換 ・挨拶運動	・教育相談 ・いじめ相談機関の周知 ・個人面談
5 月	・教育相談の情報集約 ・学校いじめ防止基本方針研修会	・授業公開 ・ネットモラル教育	・いじめアンケート（オンライン）
6 月	・いじめアンケート集約、分析 ・情報交換会での情報共有	・人権 LHR	
7 月			・いじめアンケート ・保護者会
8 月	・いじめアンケート集約分析 ・情報交換会での情報共有		
9 月			・教育相談 ・個人面談
10 月			・いじめアンケート（オンライン）
11 月	・いじめアンケート集約分析 ・情報交換会での情報共有	・人権 LHR ・挨拶運動	
12 月			・いじめアンケート ・保護者会
1 月	・いじめアンケート集約分析 ・情報交換会での情報共有		・個人面談
2 月	・いじめ防止対策取組評価	・人権 LHR	
3 月	・いじめアンケート集約分析 ・情報交換会での情報共有 ・学校いじめ防止基本方針見直し	・次年度への申し送り	・いじめアンケート

いじめ発生時の組織的対応

